

令和2年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和2年9月8日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 友田香将雄 | 9番 | 吉岡英允 |
| 2番 | 重富邦夫 | 10番 | 片渕彰 |
| 3番 | 中村秀子 | 11番 | 草場祥則 |
| 4番 | 定松弘介 | 12番 | 井崎好信 |
| 5番 | 川崎一平 | 13番 | 内野さよ子 |
| 6番 | 前田弘次郎 | 14番 | 西山清則 |
| 7番 | 溝口誠 | 15番 | 溝上良夫 |
| 8番 | 大串武次 | 16番 | 片渕栄二郎 |

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 町長 | 田島健一 | 総務課長 | 千布一夫 |
| 企画財政課長 | 小池武敏 | 代表監査委員 | 稲富健朗 |

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 小柳八束 |
| 議事係長 | 中原賢一 |
| 議事係書記 | 緒方千鶴子 |

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

| | | | |
|----|-----|----|------|
| 7番 | 溝口誠 | 9番 | 吉岡英允 |
|----|-----|----|------|

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明）

日程第4 報告第9号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第5 報告第10号 只江川スポーツパークに関する報告について

日程第6 報告第11号 債権の放棄について

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

ただいまから令和2年第7回白石町議会9月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。今定例会も新型コロナウイルスの感染防止対策に努めるとともに、省エネルギー対策推進のためのエコスタイルの実施を申し合わせていますので、皆様の御理解をお願いいたします。暑い方は上着をお取りください。

諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査の報告書も配付していますので、御確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

また、町長から佐賀西部広域水道企業団議会の報告があります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員は、お手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、溝口誠議員、吉岡英允議員の兩名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る8月28日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程（案）のとおり本日から9月16日までの9日間にしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日から9月16日までの9日間に決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されております。これは、皆様に配付しております一覧表のとおりです。決算の認定5件、条例2件、財産の取得1件、人事案件2件、補正予算4件、以上14件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第7回白石町議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第73号から議案第77号までの5件は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の令和元年度決算の認定に関する議案でございます。この内容は、後もって会計管理者と担当課長が御説明いたします。

次に、条例案件が2件ございます。

議案第78号「白石町議会議員及び白石町長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の制定について」は、公職選挙法の改正に伴い、本町条例の制定を行うものでございます。

議案第79号「白石町税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法等の改正に伴いまして、本町条例の一部改正を行うものでございます。

次に、予算外案件が1件ございます。

議案第80号「財産の取得について」は、消防小型動力ポンプ積載車3台を取得したいので、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて人事案件ですが、議案第81号及び議案第82号「人権擁護委員候補者の推薦に

ついて」は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第81号につきましては、現在、人権擁護委員であります林田由里子氏の任期が本年12月31日をもって満了となりますが、引き続き林田氏を推薦するものでございます。

議案第82号につきましては、現在、人権擁護委員であります東島啓子氏の任期が本年12月31日をもって満了となりますので、新たに木室久美子氏を推薦するものでございます。

最後に、予算案件が4件ございます。

議案第83号「令和2年度白石町一般会計補正予算（第6号）」、議案第84号「令和2年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第85号「令和2年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第86号「令和2年度白石町下水道事業会計補正予算（第1号）」、以上につきましては各会計予算の所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては以上のとおりでございます。

人事案件を除く提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明させていただきます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いをいたします。

○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

（担当課長の議案説明）

○溝口真由美会計管理者

令和元年度白石町各会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第5項の規定により概要を説明いたします。

なお、決算書は地方自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条の規定により歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書といたします。

議案第73号「令和元年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。決算書1ページをお願いします。

歳入のうち主な項目について説明いたします。

1 款町税の収入済額21億8,061万1,099円、町税全体で前年度より2,707万7,136円の増額となっております。なお、年度中の不納欠損額は157万8,669円で、収入未済額は5,755万7,975円となっております。

2 ページをお願いします。

9 款環境性能割交付金は令和元年度から交付されたもので、収入金額548万5,557円となっております。

11 款地方交付税は、収入済額49億2,447万7,000円で、前年度より6,869万9,000円の減額となっております。また、歳入全体の31.8%を占めております。

14款使用料及び手数料でございますが、収入済額1億6,470万3,362円であります。収入未済は、道路占用使用料などとなっております。

続きまして、3ページをお願いします。

16款県支出金では、収入済額15億9,967万1,949円で、道の駅整備事業負担金がなくなった事などで、昨年度より2億3,336万8,794円の減額となっております。

18款寄附金では、収入済額5億7,093万4,987円となっております。そのうち、ふるさと寄附金は5億5,872万8,320円となり、前年度より、2億1,410万9,320円の増額となっております。

21款諸収入では、収入済額5億2,720万2,371円となっております。なお、収入未済額524万9,933円となり、主に学校給食費であります。

4ページをお願いします。

22款町債では、収入済額18億5,620万円で、過疎対策事業債の増額などで前年度より4億4,490万円の増額となっております。

歳入合計で、収入済額154億9,688万4,884円の決算となっております。

次に、5ページをお願いします。

歳出の主な項目について説明をいたします。

2款総務費では、支出済額29億5,740万3,343円で、道の駅整備事業の完了などで、前年度より5億9,905万8,682円の減となっております。

3款民生費では、支出済額37億1,440万9,119円で、主に保育所等施設整備費補助により前年度より9,583万4,262円の増額となっております。また地域子育て支援事業や介護保険事業などに取り組んでおります。

続きまして、6ページをお願いします。

6款農林水産業費では、支出済額29億3,929万2,534円で歳出の19.5%を占めており、前年度より9億7,239万9,501円の増額となっております。主に、国営筑後川下流土地改良事業償還負担金として10億8,934万2,802円の負担のため大幅な増額となっております。

なお、産地パワーアップ事業、漁港整備事業などに取り組んでおります。

7款商工費では、支出済額1億3,082万3,710円となっており、前年度より1.8%の増額となっております。

8款土木費では、支出済額5億8,633万9,178円となっております。通学路整備事業、河川・橋梁等の維持管理などに取り組んでおります。

9款消防費では、支出済額4億8,637万7,342円となっており、杵藤広域消防費負担金の減額などにより前年度より1,378万7,689円の減額となっております。

10款教育費では、支出済額11億3,322万8,619円となっております。総合センターの外壁改修工事費などで、前年度より1億5,087万9,262円の増額となっております。

7ページをお願いします。

歳出合計は、支出済額150億8,103万6,053円となっております。歳入歳出差し引き額は4億1,584万8,831円で、同額を翌年度に繰り越しをいたしております。

次に、159ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が4億

1,584万8,831円となり、翌年度に繰り越すべき財源として、継続費逓次繰越額301万964円、繰越明許費繰越額が6,729万2,000円となり、これを差し引いた実質収支額は、3億4,554万5,867円の決算額となっております。

次に、議案第74号「令和元年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明いたします。

まず、歳入につきまして、1ページ、1款国民健康保険税では、収入済額7億5,133万8,764円で、歳入全体の21%となっております。前年度より1,877万3,871円の減額となっており、不納欠損額が222万7,614円、収入未済額が8,604万6,252円の決算となっております。

7款県支出金では、収入済額25億1,292万1,000円で、歳入全体の70.8%を占めております。

10款繰入金は、収入済額が1億7,772万7,923円で、前年度より613万3,792円の減額となっております。

2ページをお願いします。

歳入合計として、収入済額35億4,770万2,525円となっており、前年度より4,509万6,933円の増額となっております。

次に、3ページの歳出でございますが、2款保険給付費では、支出済額24億1,294万4,946円で、歳出全体の70.2%を占めておりました、昨年度より1億1,322万4,894円の増額となっております。

3款国民健康保険事業費納付金は、支出済額9億5,304万5,638円で歳出全体の27.7%を占めております。

4ページをお願いします。

13款諸支出金は、支出済額3,721万8,634円で、国保会計歳出合計は、支出済額34億3,751万6,446円となっております。

歳入歳出差し引き額は、1億1,018万6,079円となりまして、同額を翌年度へ繰り越しております。

次に、22ページをお願いします。

実質収支に関する調書では、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が1億1,018万6,079円で、実質収支額も同額となっております。

次に、議案第75号「令和元年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」御説明いたします。

1ページ、歳入の1款後期高齢者医療保険料は、収入済額2億889万2,700円で、歳入全体の63.4%を占めております。また、収入未済額は、3万3,400円となっております。

4款繰入金は、収入済額1億1,925万4,000円で、前年度より981万5,833円の減額となっております。

歳入合計として、収入済額3億2,960万1,353円の決算額となります。

次に、2ページをお願いします。

歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金では、支出済額3億2,655万6,648円で歳出全体の99.5%を占めております。

歳出合計が、支出済額 3 億 2,834 万 7,805 円で、歳入歳出差し引き額は 125 万 3,548 円の決算となり、同額を翌年度に繰越をいたしております。

次に、9 ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた額が 125 万 3,548 円で、実質収支額も同額となっております。

なお、詳細につきましては、添付をいたしております各会計の決算事項別明細書、決算説明報告書等のお目通しをお願いいたします。

次に、財産に関する調書ですが、2 ページまでは令和 2 年 3 月 31 日現在で計上いたしております。

3 ページ以降につきましては、各種基金、出資金等を掲載いたしておりますので、後もってお目通しをお願いします。

○片渕 徹生活環境課長

議案第 77 号「令和元年度白石町下水道事業会計決算の認定について」御説明いたします。

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により決算の認定を受けるものでございます。

決算書の 1、2 ページの令和元年度白石町下水道事業決算報告書をお開きください。決算報告書は、予算額に対して執行状況を明らかにするための実績計算書にあたり、消費税込みの金額で表示しております。

(1) 収益的収入及び支出は、下水道事業経営に伴って発生する収益とそれに対応するための費用を明らかにし、現金の収入及び支出を伴わない長期前受金戻入や減価償却費などを含めたものです。

上段の収入の第 1 項営業収益は、下水道使用料や手数料などの収益 1 億 63 万 3,402 円となっております。

第 2 項営業外収益は、他会計負担金や長期前受金戻入などの収益で 5 億 8,351 万 7,497 円となり、下水道事業収益の総額は、6 億 8,415 万 899 円となっております。

下段の支出の第 1 項営業費用は、管渠費、処理場費、人件費、減価償却費などの費用で 5 億 7,926 万 6,487 円となっております。

第 2 項営業外費用は、支払利息で 7,607 万 6,100 円となっております。また、第 3 項の特別損失は、地方公営企業法適用に伴う過年度の賞与引当金及び消費税納付額で 976 万 7,189 円となり、下水道事業費用総額では、6 億 6,510 万 9,776 円となっております。

次に 3、4 ページをお開き下さい。

(2) 資本的収入及び支出は、下水道の整備に伴って支出する建設改良費とそれを賄う財源を明らかにし、他会計からの出資金や現有施設の取得に要した企業債の元金償還金を含みます。

上段の収入は、企業債、国庫補助金、他会計補助金などの収入で、総額 5 億 7,748 万 2,860 円となっております。

下段の支出は、建設改良費と企業債償還金で、7 億 8,752 万 2,694 円を執行しております。なお、資本的支出に対し資本的収入が不足する額は、2 億 1,003 万 9,834 円とな

り、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,893万4,739円及び引継金1億9,110万5,095円で補填いたしております。

続きまして5ページをお開きください。

下水道事業決算損益計算書は、1年間の下水道事業の経営成績を表すもので、消費税抜きの金額で表示しております。

I、営業収益は、9,254万5,897円、II、営業費用は、5億6,978万7,656円となり、営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は4億7,724万1,759円となっております。

III、営業外収益は、5億8,363万4,881円で、IV、営業外費用は、7,761万5,573円となっております。営業外収益から営業外費用を差し引き5億601万9,308円となり、営業損失4億7,724万1,759円を差し引いた経常利益は、2,877万7,549円となっております。また、経常利益2,877万7,549円から特別損失976万4,700円を差し引いた当年度純利益は、1,901万2,849円となりました。

6、7ページをお開きください。

下水道事業剰余金計算書で、資本金の当年度期首残高（開始残高）3億2,197万3,212円に、一般会計からの出資金1億14万7,000円を受け入れ、当年度末残高は、4億2,212万212円となりました。資本剰余金については、当年度期首残高から、当年度末残高は変わらず、903万625円となり、利益剰余金については、当年度純利益1,901万2,849円が未処分利益剰余金当年度末残高となりまして、資本合計当年度末残高は、4億5,016万3,686円となりました。

続きまして、6ページ中段には、下水道事業剰余金処分計算書を記載しており、当年度利益処分は行っておりません。

8ページから10ページは、下水道事業決算貸借対照表であり、令和元年度末の令和2年3月31日における下水道事業会計の財政状況を明らかにするものです。

8ページの資産の部としまして、固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、121億2,584万936円です。また、9ページの負債の部としまして、固定負債、流動負債、繰延収益を合わせた負債合計は、116億7,567万7,250円です。中段の資本の部としまして、資本金、剰余金を合わせた、10ページの資本合計が、4億5,016万3,686円となりまして、その下の負債資本合計が、121億2,584万936円であり、資産合計と同額となります。

11ページは、会計方針等の注記を記載しております。

また、12ページからは、下水道事業報告書となっております。

12ページは、下水道事業の概況、13ページは、議会議決事項、行政官庁許認可等事項、職員に関する事項を記載しております。

14ページは、令和元年度中に施工しました建設改良工事の概要を記載しております。

15ページは、平成30年度と令和元年度を比較した業務量を記載しております。主な事項としまして、令和元年度末の処理区域内人口は、9,012人、水洗化人口は6,326人、年間汚水処理料52万1,548■に対し、年間有収水量は、49万535■となり、有収率は94.1%となっております。

16ページは、事業収入に関する事項と事業費用に関する事項を記載しております。

17ページは、重要契約の要旨について記載しております。

18ページは、企業債、長期借入金及び一時借入金の概況を記載しております。令和元年度中に償還いたしました元金は、3億987万5,812円で、これにより令和元年度末企業債残高は、61億9,139万470円となっております。なお、一時借入金はございません。

19ページは、他会計負担金等の用途特定について記載しています。

20、21ページには、資金の流れを見るための下水道事業キャッシュフロー計算書を記載しております。

22ページから24ページには、下水道事業収益費用明細書を記載しております。

25、26ページには固定資産明細書を記載しております。

最後に、27ページから30ページは、企業債明細書を記載しております。

○千布一夫総務課長

議案第78号「白石町議会議員及び白石町長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の制定について」御説明いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例を制定するものでございますが、白石町議会議員及び白石町長の選挙における選挙運動用自動車の使用や選挙運動用ポスター等の作成に係る経費を公費負担とすることによりまして、候補者の負担軽減及び候補者間の選挙運動の機会均等を図るものでございます。

条例（案）1ページをお開きください。

まず、第1条の「趣旨」でございますが、ここでは、本条例を制定するにあたり、公職選挙法における根拠条文を示し、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関して、条例で定める旨を規定しているものでございます。

次に、第2条の「選挙運動用自動車の使用の公営」でございますが、町議会の議員及び町長の選挙における候補者は、選挙運動期間であります候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの期間における1日当たりの公費負担限度額を6万4,500円と規定しております。

後段の「ただし書き」の部分でございますが、開票の結果、候補者における得票数が法定得票数に満たず、供託物が町に帰属することになった場合には、公費負担の対象とならないという趣旨でございます。

次に、第3条の「選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出」でございますが、ここでは、第2条の「選挙運動用自動車の使用の公営」の適用を受けようとする者は、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者、もしくはその他の者との間において、選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結した後に、その締結した旨を町の選挙管理委員会に届け出なければならないと規定しております。

次に、第4条の「選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続」でございますが、条例（案）2ページをお開きください。

第3条による届出をした候補者が、第2条の「ただし書き」の規定のとおり、供託物が町に帰属することにならない場合におきましては、選挙運動用自動車の使用に関

して有償契約を締結した相手先である一般乗用旅客自動車運送事業者、もしくはその他の者からの請求に基づきまして、町がその事業者等に対して支払う旨を規定しております。

(1)の第1号でございますが、これは、いわゆる「ハイヤー契約」でございますが、自動車、運転手、燃料代込みでの選挙運動用自動車契約の場合の1日当たりの上限額を6万4,500円と規定しております。

第2号でございますが、第1号の「ハイヤー契約」以外の場合を規定しております。まず、「ア」につきましては、選挙運動用自動車の借入れ契約、いわゆる「レンタル契約」の場合でございますが、1日当たりの上限額を1万5,800円と規定しております。

「イ」につきましては、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約の場合、1日当たりの上限額を7,560円と規定しております。

3ページをお開きください。

「ウ」につきましては、選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合を規定しておりますが、1日当たりの上限額を1万2,500円と規定しております。

次に、第5条でございますが、「選挙運動用自動車の使用契約の指定」について規定しております。

選挙運動用自動車の使用に関して、同一の日にハイヤー契約とレンタル契約、双方の契約を締結している場合には、候補者の指定により、いずれか一つの契約を選択する旨の規定をしております。

次に、第6条でございますが、「選挙運動用ビラ作成の公営」について規定しております。

候補者は、第8条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができることとしております。後段の「第2条ただし書き」の部分でございますが、開票の結果、候補者における得票数が法定得票数に満たず、供託物が町に帰属することになった場合には、公費負担の対象とならないという趣旨でございます。

次に第7条でございますが、「選挙運動用ビラ作成の契約締結の届出」について規定しております。

ここでは、第6条の「選挙運動用ビラ作成の公営」の適用を受けようとする者は、選挙運動用ビラの作成を依頼する業者との間において、選挙運動用ビラ作成に関して有償契約を締結した後に、その締結した旨を町の選挙管理委員会に届け出なければならないと規定しております。

次に、第8条でございますが、「選挙運動用ビラ作成の公費負担額及び支払手続」について規定しております。

第7条による届出をした候補者が、第2条の「ただし書き」の規定のとおり、供託物が町に帰属することにならない場合におきましては、選挙運動用ビラの作成に関して有償契約を締結した相手先であります業者からの請求に基づきまして、町が支払う旨を規定しております。

この場合、ビラ1枚当たりの作成単価につきましては、7円51銭を限度とし、また、作成枚数につきましては、公職選挙法において、町議会議員の選挙にあつては、

1,600枚、町長の選挙にあつては、5,000枚を限度として支払うよう規定されております。

4ページをお開きください。

次に、第9条でございますが、「選挙運動用ポスター作成の公営」について規定しております。

候補者は、第11条に定める額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができることとしております。後段の「第2条ただし書き」の部分でございますが、供託物が町に帰属することになった場合には、公費負担の対象とならないという趣旨でございます。

次に、第10条でございますが、「選挙運動用ポスター作成の契約締結の届出」について規定しております。

ここでは、第9条の「選挙運動用ポスター作成の公営」の適用を受けようとする者は、選挙運動用ポスターの作成を依頼する業者との間において、選挙運動用ポスター作成に関して有償契約を締結した後に、その締結した旨を町の選挙管理委員会に届け出なければならないと規定しております。

次に、第11条でございますが、「選挙運動用ポスター作成の公費負担額及び支払手続」について規定しております。

第10条による届出をした候補者が、第2条の「ただし書き」の規定のとおり、供託物が町に帰属されない場合におきましては、選挙運動用ポスターの作成に関して有償契約を締結した相手先であります業者からの請求に基づきまして、町が支払う旨を規定しております。

この場合、ポスター1枚当たりの作成単価につきましては、525円6銭に本町のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に、31万500円を加えた金額を、ポスター掲示場の数で除した得た金額を限度とし、また、枚数につきましては、本町のポスター掲示場の数を限度として支払うよう規定しております。

次に、第12条の「委任」でございますが、これは、本条例に規定しているもののほか、必要となる事項につきましては、選挙管理委員会が別に定めることを委任する規定でございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日につきましては、「公職選挙法の一部を改正する法律」の施行日と合わせまして、令和2年12月12日から施行することと規定しております。

○久原浩文税務課長

議案第79号「白石町税条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

今回の条例改正につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、白石町税条例の一部を改正する必要がありますので、議会の議決を求めるものです。

今回の条例改正で主な内容につきましては、「未婚のひとり親に対する税制上の措置」や「寡婦（寡夫）控除の見直し」、「軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し」と「新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の創設」であります。

それでは、議案書を6ページめくっていただき、新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表は21ページにわたっております。

21の1ページ、第94条第2項及び第4項は、たばこ税の課税方式の見直しであります。1本当たり1グラム未満の葉巻たばこについて、紙巻たばこ1本に換算する本数課税方式へ段階的に見直され、1段階目として、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばこに換算する改正を行うものです。あわせて改正に伴う規定の整備を行います。

この部分の施行期目は、令和2年10月1日となっております。21の2ページをお開きください。第24条については、個人の町民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加するものです。これは、全てのひとり親家庭に対して、公平な税制支援を行う観点から改正がなされます。

なお、この部分の施行期日は令和3年1月1日となっております。

同じく2ページの、第34条の2と第36条の2については、先ほど申した第24条の改正で「ひとり親」が追加されたことに伴い、所得控除について「ひとり親控除」を追加し、所要の措置を行うものです。

なお、この部分の施行期日は令和3年1月1日となっております。

21の3ページをお開きください。第94条第2項は、軽量な葉巻たばこの課税方式見直しの2段階目で、1グラム未満を1本の紙巻たばこに換算する改正を行うものです。

なお、この部分の施行期日は令和3年10月1日となっております。

21の4ページをお開きください。附則第3条の2から21の5ページ附則第4条は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備となります。

なお、この部分の施行期日は令和3年1月1日となっております。

21の6ページをお開きください。附則第10条及び附則第10条の2第24項は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の特例措置で、固定資産税の特例措置が拡充・延長されたことに伴い、条ズレの改正を行うものです。

なお、この部分の施行期日は令和3年1月1日となっております。

同じく21の6ページ、附則第17条第1項及び21の7ページ第17条の2第3項は、低未利用土地等を譲渡した場合の、長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに伴う改正及び所要の措置を行うものです。

なお、この部分の施行期日は令和3年1月1日となっております。

同じく21の7ページ、附則第24条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例が創設され新設するものです。主催者等からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が指定したイベントについて、チケットを払い戻さず「寄附」した場合、寄附金控除が受けられる制度です。

なお、この部分の施行期日は令和3年1月1日となっております。

21の8ページをお開きください。こちらも新型コロナウイルス感染症関係で、住宅借入金等特別税額控除の特例として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられ1年延長されます。

なお、この部分の施行期日は令和3年1月1日となっております。

21の9ページをお開きください。第19条は、国税である法人税の「連結納税制度」

が見直されたことに伴う改正です。企業グループ全体を一つの納税単位と捉えて課税する「連結納税制度」が、今回、親会社、完全子会社の各法人が「それぞれ法人税額等の計算及び申告・納税」を行う「グループ通算制度」へ移行されます。

この法人税の見直し関連に伴い、21の10ページ第20条から21の20ページ第52条までは、所要の措置及び条ズレ、項ズレ、項の削除等、規定の整備を行うものです。

なお、この部分の施行期日は令和4年4月1日となっています。

21の21ページをお開きください。附則第3条の2第2項は、第52条第4項が削除されたことに伴い改正を行うものです。

なお、この部分の施行期日は令和4年4月1日となっています。

○千布一夫総務課長

議案第80号「財産の取得について」御説明いたします。

議案第80号「財産の取得」につきましては、「白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に基づきまして、予定価格が700万円以上の動産の買入れについて、議会の議決を求めるものでございます。

「取得する財産」でございますが、白石第4分団第1部、福富第1分団第2部、福富第3分団第3部の消防小型動力ポンプ積載車、3台でございます。

「取得の方法」は、指名競争入札でございます。

「取得価格」は、消費税込みで1,336万5,000円でございます。

「取得の相手方」は、佐賀市高木瀬町大字長瀬1965番地1、南里ポンプ株式会社でございます。

議案書2枚目の物品購入入札経過表を御覧ください。

去る8月18日に、佐賀県内の消防防災機器の取扱い実績がある7業者により指名競争入札を行いました。

その結果、落札金額が税抜きの1,215万円で南里ポンプ株式会社が落札をいたしまして、8月25日に仮契約を締結しております。

○小池武敏企画財政課長

議案第83号「令和2年度白石町一般会計補正予算（第6号）」について、御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に2億6,748万6,000円を追加し、補正後の予算を175億2,053万2,000円とするものです。

次に、6ページをお願いします。

第2表地方債補正です。臨時財政対策債の額確定及び、歳出でお願いしております道路休憩施設整備事業に、合併特例債の借り入れで財源を確保することとし、借入れ限度額の増額をお願いしております。

次に歳入の主なものにつて、御説明します。

9ページをお願いします。

1款町税、1項、1目の町民税の所得割1,500万円を追加しておりますが、これは、当初調定が確定したことによるものであります。

10ページをお願いします。

15款国庫支出金2項、1目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,540万9,000円を計上しております。歳出でお願いしております交付金対象事業に充当することとしております。

12ページをお願いします。

18款寄付金、1項、1目指定寄付金としまして、1,400万円を計上しております。内訳は、学校指定寄付としまして、400万円、医療・福祉のための寄付としまして、1,000万円を御寄付いただきました。寄付者の御意向に沿う活用とするため、教育振興基金及び地域福祉基金にそれぞれ積み立てることとしております。

13ページをお願いします。

19款繰入金、2項、1目で、財政調整積立基金繰入金1億1,527万3,000円を減額計上しております。今回の補正で、歳入が超過しましたので、超過分を財政調整基金に繰り戻し、残高の確保を図ることとしております。

次に、20款繰越金、1項、1目で、前年度繰越金2億4,554万5,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて、御説明します。

15ページをお願いします。

議会費を始め各款において、給料、職員手当、共済費等の人件費の補正をしておりますが、これは4月1日付け人事異動による補正と、部署により災害対応等で時間外勤務手当の不足が生じておりますので、その分の補正をお願いするものです。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各種イベント、行事の中止などにより各費目で減額を行い、財源の確保を図っております。

16ページをお願いします。

2款総務費、1項、5目財産管理費で、庁舎新型コロナウイルス感染予防対策事業1,600万円をお願いしております。庁舎窓口カウンターにパネル、及びスクリーンの設置を行い、来庁者の安全性を図ることとしております。

続いて、24節の積立金として、令和元年度決算における歳計剰余積立として1億2,277万3,000円を財政調整積立基金に積み立てることとしております。

17ページをお願いします。

10目情報化推進費で、テレワーク環境整備事業2,521万円をお願いしております。新型コロナウイルス感染拡大防止及び、災害発生時の在宅勤務が出来るようパソコン、サーバ等の環境整備を行うこととしております。

20ページをお願いします。

4項、6目白石町長・町議会議員選挙費1,400万6,000円をお願いしております。

公職選挙法の改正により、町村選挙に係る選挙運動用の公営の拡大に伴い、関係経費の補正をお願いするものです。また、投開票所における感染症対策の費用を合わせてお願いしております。

23ページをお願いします。

3款民生費、1項、3目老人福祉費の10節消耗品費49万4,000円をお願いしております。

介護予防に向けた健康体操サロンに対し、感染症予防対策として、非接触型の体温計を支給するものです。

30ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項、11目ため池等整備事業費で、県営ため池整備事業負担金627万円をお願いしております。

坂田ため池、坊ヶ谷ため池の堤体改修工事について、事業の追加配分がありましたので、負担金を増額し、事業の早期完了を図るものです。

34ページをお願いします。

8款土木費、2項、2目道路新設改良費で、道路休憩施設整備事業2,852万円をお願いしております。

有明海沿岸道路福富ICの開通に伴い、町道東区干拓線の交通量の増加が見込まれる中、道の駅の駐車場だけでは、道路休憩所としての機能に不足が生じることが想定されることから、新たに、道路休憩施設を整備し、道路利用者の利便性を図るものです。

36ページをお願いします。

9款消防費、1項、4目防災費で、災害用備品購入費1,050万1,000円をお願いしております。

災害時における指定避難所での、感染症拡大防止のため、パーテーション、サーモグラフィカメラ及び収納庫を整備するものです。

44ページ以降の給与費明細書、また、49ページの地方債の現在高に関する調書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いします。

○川崎 直住民課長

議案第84号「令和2年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,530万6,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ35億2,410万6,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いします。

1款国民健康保険税でございますが、7月末での調定額が見込額を上回ったことによる増額が3,613万円、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免額を1,880万円と見込み、差引1,733万円を増額補正するものでございます。

次に、7ページの4款の国庫支出金、8ページの7款の県支出金でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税を減免した場合、減免額の6割が災害等臨時特例補助金で、残り4割が特別調整交付金で財政支援されることとなっております。

保険税の減免額を1,880万円と見込み、1,128万円を4款国庫支出金で、752万円を7款県支出金でそれぞれ増額補正するものでございます。

11款の繰越金でございますが、令和元年度の決算剰余金が1億1,018万6,079円とな

りましたが、当初予算で繰越金を5,101万円計上しておりましたので、差し引き5,917万6,000円を増額補正するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。9ページをお願いします。

3款の国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目の一般被保険者医療給付費分でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に対し財政支援があるため財源更正を行うものでございます。

次に、2目の退職被保険者等医療給付費分等の納付金でございます。

県への納付額が確定し、退職被保険者等医療給付費分に一括計上していた予算を本来の支出科目ごとに配分変更する必要があるため、1項2目の退職被保険者等医療給付費分を44万1,000円減額し、2項2目の退職被保険者等後期高齢支援金等分及び3項2目の介護納付金分へ予算の組み替えを行うものでございます。

次に10ページをお願いします。

13款の諸支出金でございますが、平成30年度から国民健康保険の広域化が始まりましたが、保険給付に必要な費用は、保険給付費等交付金として、県が全額、市町へ交付することになっております。今回、令和元年度に概算交付を受けていた交付金の清算に伴いまして、償還金が生じたので、1,832万6,000円を増額補正するものでございます。

次に11ページをお願いします。

14款の予備費でございますが、歳入の繰越金から歳出の償還金を差し引いた残額7,697万9,000円を、保険給付費の不足分に備えるなど今後の国民健康保険財政の運営予算として予備費へ増額補正をさせていただくものでございます。

議案第85号「令和2年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ125万2,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億5,305万2,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いします。

5款の繰越金でございますが、令和元年度の決算剰余金125万2,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。8ページをお願いします。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、令和元年度の出納整理期間中に収納された保険料を佐賀県後期高齢者医療広域連合へ納付する分として、109万3,000円を増額補正するものでございます。

次に、4款の諸支出金でございますが、2項の繰出金につきましては、令和元年度の決算剰余金の清算に伴う一般会計への繰出金として、16万円を増額補正するものでございます。

9ページをお願いします。

次に、5款予備費でございますが、今回の補正に伴います端数調整によりまして1,000円の減額補正を行うものでございます。

○片瀨 徹生活環境課長

議案第86号「令和2年度白石町下水道事業会計補正予算（第1号）」について、御説明いたします。

補正の主な理由につきましては、事業費の増加による消費税還付金の増額補正と特定環境保全公共下水道の供用開始地区のマンホールポンプが故障したため、修繕費の増額補正するものです。また、他のマンホールポンプについても点検整備を実施するため委託料の増額補正するものでございます。

補正予算書の10ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書で主なものについて御説明いたします。

収益的収入及び支出の欄でございます。

収益的収入では、2項営業外収益9目消費税及び地方消費税還付金において、29万円の増額については、事業費の増加に伴う消費税及び地方消費税還付金の予算額の増額でございます。

これによりまして、上段の1款下水道事業収益の既決予定額6億8,131万円に今回の補正額29万円を増額しまして、6億8,160万円とするものです。

11ページをお開きください。

収益的支出では、1項営業費用1目管渠費の14節修繕費として260万円の増額でございます。

これは、北川地区マンホールポンプ1基が故障したため修繕にかかる費用でございます。

21節委託料の60万円の増額補正については、マンホールポンプ6基の点検整備を実施するための委託料を計上しております。

12ページをお開きください。

資本的収入及び支出の欄でございます。

資本的収入1項企業債1目建設改良企業債において企業債を当初、下水道事業債と過疎対策事業債で借り入れる予定でしたが、枠配分調整で過疎対策事業債分を下水道事業債に組み換えするものでございます。

○片瀨栄二郎議長

ここで決算認定について監査委員からの審査報告を求めます。

○稲富健朗代表監査委員

皆様おはようございます。監査委員の稲富でございます。本日はよろしくお願いたします。

まず、コロナ禍で苦勞されている皆様へお見舞い申し上げますとともに、医療関係従事者の御苦勞に対しましても感謝を申し上げたいと思います。そして、先日の台風8号では塩害が発生したと聞いておりますので、併せてお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、令和元年度の監査報告をいたします。

29ページをお開きください。

令和元年度の決算審査は、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、7月15日から31日の間、溝上監査委員と実施いたしましたして、9月1日に町長へ意見書を提出しております。

まず、決算書及び関係諸帳簿、証拠書類を審査いたしました結果、決算計数は正確に処理されていることを御報告申し上げます。

審査の結果につきましては意見書に記載しておりますので、ここでは決算審査を実施しての講評を述べさせていただきます。

まず、恒例の不納欠損処分と滞納処分についてであります。

令和元年度の町税の不納欠損額は83件、157万8,669円と、関係職員の努力によりまして前年比11万7,483円減少しています。これは、地方税制に基づき適正に処分されているものでありますが、金額の多少に関わらず、納税者の不公平感を招きかねません。さらに、納税意欲を低下させることにもつながります。今後も法令に基づき、適正に対応していただくよう希望いたします。

また、町税の収入率は97%と高く、県内市町でも大変優秀であると認識しております。これは関係職員の努力のたまものと感謝しております。今後とも、町税に限らず各種債権の徴収に関しましては、各課横の連携を密にして徴収体制の強化を図っていただきますようお願い申し上げます。

続きまして、事務処理の状況についてであります。

この件につきましては、例月出納検査や定期監査でも都度指摘をしておりますので、決算審査では重大な誤りはございませんでした。また、予算流用につきましても財務規則に基づき適切に処理されており、その理由についても妥当でありました。予算流用につきましては別の資料で一覧表にしてございますので、後ほど御覧をいただきますようお願いいたします。

ただし、次の点について改善をすることを御検討願いたいと思います。

まず、電柱の使用料が5月末の出納閉鎖までに納入されていないものがありました。新型コロナウイルス感染症の影響により、電気事業者の事務に影響があったものとは推測できますが、請求の際には納入期限を早めに設定するなど検討が必要だと思われます。

2番目に、歳出予算の執行がなかった項目や執行率が低い項目が多数ございました。新型コロナウイルス感染症の影響により会議などを開催できなかった場合もございましたが、変革性のない例年どおりとした安易な予算計上につながりませんように来年はよろしく願います。

3番目に、各種団体に対する補助金についてでございます。近年は団体に属する人数が減少し、その活動も減少しているものと考えられますが、補助金額は例年どおりに支出されているものもございました。この件に関しましては、来年度の予算に反映させていただきますよう見直しをお願いしたいと思います。

3番目に、時間外勤務と休日勤務の振替規則についてでございます。令和元年度は、8月の豪雨による災害対応や、新型コロナウイルス感染症への対応に繁忙を極めたことにより、時間外勤務が増加しております。管理職におきましては、常に職員の健康状態を把握するなど、健康第一の配慮をお願いしたいと思います。また、休日勤務の

振替につきましてはおおむね良好でありましたが、一部済んでいない部署もございますので、適切な対応をお願いしたいと思えます。

4番目に、町有施設の維持管理についてでございます。皆様御存じのように、毎年多額の経費が修繕費に費やされております。公共施設の在り方を抜本的に見直していく時期が近いものと思われますので、早急な御検討をお願いしたいと思えます。

5番目に、特別会計でございます。国民健康保険会計は1億1,018万円の黒字決算となりましたが、その理由といたしましては広域化の影響が大きいと思われます。今後も引き続き住民健診の推進、その後の指導など啓発業務に努められますよう希望いたします。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療を必要とする方が医療機関への受診抑制をすることのないよう、関係機関と連携を図っていただくようお願いしたいものでございます。

水道事業につきましては、佐賀西部広域水道企業団との水道事業統合に伴い、令和2年3月をもって打切り決算となりました。統合に備えまして配水、閘門の整備や遊休施設の処分、システム改修など適切に事業を遂行されました。これからも良質で安全な水の供給に努められますよう、企業団とは適切な連携を希望いたします。

下水道事業会計につきましては、高齢者世帯の増加などの理由により接続率が伸び悩んでいる地区もございます。接続率の向上への取組の強化とともに、今後の施設の老朽化に対する対策と、人口減少等を踏まえた抜本的な計画の見直しの検討が必要な時期かとも思われます。

最後になりますが、本町の普通交付税の合併優遇処理が令和元年度で終了となりました。自主財源が約35%と乏しく、交付税の依存度が高い本町といたしましては、ますます厳しい財政運用となっていくものと思えます。ついては、ふるさと基金などの自主財源の確保には特に力を入れていただくとともに、その寄附金の活用方法については地場産業の育成や若い世代が定着することにより地域の活性化につながるような方策を検討いただくよう、切に望みます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、本町の経済と産業も大きな影響を受けています。感染症の予防対策とともに、地域が早急に回復できるよう、本町の特性に合ったますますの対策を講じていくことをお願いしたいと思えます。

毎年のような豪雨や台風による災害に加え、感染症の影響による困難を町民一丸となって克服しなければなりません。そのためにも、さらなる行財政運営の合理化と財源確保にも努めながら、職員の能力向上と適材適所の人材配置により、町民の福祉増進と将来を見据えた施策に取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、報告といたします。

以上です。

日程第4、5、6

○片渕栄二郎議長

日程第4、報告第9号「令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」、日程第5、報告第10号「只江川スポーツパークに関する報告について」及び日程第6、報告第11号「債権の放棄について」、これらの担当課長の内容説明は、文書によりこれに代えます。

なお、この文書は、内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

(報告第9、10、11の内容説明)

○小池武敏企画財政課長

報告第9号、「令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」御説明いたします。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告をするものでございます。

1 ページをお開きください。

まず健全化判断比率でございます。真ん中に表を記載しております。区分欄の令和元年度決算に基づく比率が本町の数字、早期健全化基準が本町での判断の早期健全化基準となる数値、財政再生基準欄は、その数値を超えた場合、財政再生団体となっております。実質赤字比率につきましては、本町は算定をされません。黒字のため「バー」となります。連結実質赤字比率につきましても同様でございます。

実質公債費比率につきましては9.2%でございます。早期健全化の基準は25%、財政再建の基準は35%です。ちなみに平成30年度は8.5%でした。将来負担比率につきましては15.8%となっております。早期健全化の基準は350%です。平成30年度は17.1%でした。

実質公債費比率につきましては、前年度から増えておりますが、これは、歳入における普通交付税の減と歳出における公債費の償還が増加してきておりますことが主な理由です。

また、将来負担比率につきましては、前年度から減となっておりますが、これは、令和元年度から、農業集落排水特別会計及び特定環境保全公共下水道特別会計から、公営企業法の適用による公営企業会計に移行したことにより、償還金に対する一般会計からの財政負担が少なくなったことによるものです。

次のページをお開きください。公営企業会計に関する資金不足比率でございます。真ん中の表を御覧ください。

各公営企業会計に係る資金不足比率です。

表の中程(4)資金不足額において、水道事業会計、マイナス12億121万円、下水道事業会計、マイナス5億747万円と、いずれも資金不足からすればマイナスとなっております。つまり資金不足はなく、表の下の※印の一番上に記載しておりますとおり、資金不足率は算定されないため、「バー」で表示しており、各公営企業会計とも黒字という事でございます。

別紙で去る8月20日に監査委員に対し算定の内容等について御報告を申し上げます。いずれも特に指摘すべき事項はないという事で御意見をいただいております。

○木須英喜総合戦略課長

報告第10号「只江川スポーツパークに関する報告について」報告いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人に該当いたしますので御報告いたします。

まず、運営状況について御報告いたします。一枚お開きください。令和元年7月1日から令和2年6月30日までの入場者数の状況をつけております。月ごとの利用状況となっております。

続きまして、定時株主総会資料の2ページをお願いします。

令和元年度の事業報告でございますが、毎月の定例役員会や経営改善検討委員会を開催され、集客対策、消費税率改定に係る新料金対策並びに顧客サービスの充実を図るためのコース整備等も実施しながら、健全な運営に努められております。

12ページ、13ページをお願いします。こちらは損益計算書でございます。

13ページ一番下の損益計算書における当期純損失が300万238円となっております。

16ページをお願いします。(A3縦)

令和元年度管理運営収支決算書(キャッシュフロー)を御説明いたします。

収入の部の上側に1万1,985人とありますが、これは前年(30年度)の利用者数でございます。その横に1万1,566人とありますが、令和元年度の利用者数でございます。前年度より419人の減となっております。

前年度と比較して減となった理由といたしましては、前期においては、異常気象による豪雨や台風、後期においては、コロナウイルスの感染拡大が主な要因と思われま

す。収入の部が事業収入で4,369万4,461円、前年度の決算より159万7,005円の減、事業外収入で664万1,093円、前年度の決算より30万6,007円の減となっております。収入合計で5,033万5,554円でございます。

支出の部では、支出合計4,828万2,940円、前年度の決算より56万3,207円の増となっております。主な要因としまして、修繕費において、ロビーエアコンの故障による更新47万円、コース整備費において、台風による防球ネット倒壊に係る取り換え196万4,000円がござい

ます。臨時的な支出はあるものの、ほとんどの項目で前年度に対しマイナスになるなど、経費の節減に努められております。

その下の収支差額①-②、収入合計から支出合計を差し引いた額は、205万2,614円のプラスとなっております。

このように令和元年度も厳しい経営状況でございましたが、去る8月28日に開催された定時株主総会において令和元年度の決算及び令和2年度の事業計画が承認されたところであります。

今後の展望について申し上げます。

懸案事項としましては、2年度に計画されている下流部の浮棧橋改修、今後施設等の老朽化に係る修理等の負担増、昨今のゴルフ人口の減少など、むつごろうカントリー

ークラブにおいても、今後も厳しい経営状況が続くことに変わりはありません。

グリーンやフェアウェイのコース整備はもちろんのこと、プレイヤーの安全管理と快適なプレーができるよう心がけ、社員も一層努力されるものと考えております。

集客対策といたしましては、各種の割引や優待サービス等を行い、各種コンペの計画や若い世代への呼びかけ、また乗用カートの更新も計画しながら、町内外からの集客を一層図っていくこととされています。

平成28年にオープンした「しろいしパークゴルフ場」については、地域のスポーツ行事の場として、ニュースポーツの振興と併せて一体的にPRをしていただくよう期待しているところでございます。利用者数も順調に増加し、29年度2,870人から30年度3,619人、元年度3,246人と推移、普及してきている状況でございます。

今年度も只江川スポーツパークの目的である、町民の健康増進と地域活性化に寄与するとともに、施設の有効利用を図り、ゴルフ場の価値観を高めていけるよう頑張っていたきたいと思うところでございます。

○片渕 徹生活環境課長

報告第11号「債権の放棄について」報告いたします。

白石町債権の管理に関する条例第17条第1項の規定により、町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。

債権の名称は水道料金です。

対象件数につきましては、171件で、対象人数は6人、金額といたしまして63万2,356円です。

放棄の理由としましては、3人77件について、債権者行方不明による放棄で、29万3,220円です。

次に、3人94件については、債務者死亡による放棄で、33万9,136円です。

○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日から議案審議ですので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

9時52分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年9月8日

白石町議会議長 片 渕 栄 二 郎

署 名 議 員 溝 口 誠

署 名 議 員 吉 岡 英 允

事 務 局 長 小 柳 八 束